

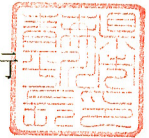
平川市告示第28号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年3月12日

平川市長 長尾忠行



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間
集令5-1	平川市碓ヶ関碓沢 60-89	93-い-98	山林	0.78	2024.4.1～ 2029.3.31

2 縦覧場所

平川市役所 経済部 農林課

平川市ホームページ (<https://www.city.hirakawa.lg.jp>)

3 本公告により、平川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。